

国立大学法人佐賀大学エコアクション専門委員会内規

(平成20年6月23日制定)

目 次

(設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学安全衛生管理委員会に、国立大学法人佐賀大学安全衛生管理規程（平成16年4月1日制定）第16条の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学エコアクション専門委員会（以下「エコアクション専門委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 エコアクション専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) エコアクションの普及に関すること。
- (2) 各学部等のエコアクション委員会等との連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 エコアクション専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 環境安全衛生管理室長
- (2) 各学部等のエコアクション担当者 若干人
- (3) エコアクション学生委員会委員 若干人
- (4) 総務部人事課副課長又は専門職
- (5) 財務部財務課副課長又は専門職
- (6) 財務部経理調達課副課長又は専門職
- (7) 環境施設部施設課副課長又は専門職
- (8) 学務部教務課副課長又は専門職
- (9) 本庄事業場エネルギー管理員
- (10) 鍋島事業場エネルギー管理員
- (11) 環境安全衛生管理室専任室員
- (12) 環境安全衛生管理室室長補佐

(委員長)

第4条 エコアクション専門委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、エコアクション専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 エコアクション専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 エコアクション専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 エコアクション専門委員会に、オブザーバーとして佐賀大学生活協同組合専務理事の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

- 2 前項に掲げるもののほか、エコアクション専門委員会が必要と認めたときは、エコアクション専門委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第7条 エコアクション専門委員会に関する事務は、環境安全衛生管理室が行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、エコアクション専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年6月23日から実施する。

附 則（平成21年6月5日制定）

この要項は、平成21年6月5日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月6日改正）

この要項は、平成22年7月6日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この要項は、平成22年11月24日から実施する。

附 則（平成28年3月8日改正）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日改正）

この内規は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和6年2月28日改正）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。